

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	特定公共賃貸住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

廿日市市は、特定公共賃貸住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

特定公共賃貸住宅の管理に関する事務では、事務の一部を指定管理者が実施しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じるようにさせている。

評価実施機関名

広島県廿日市市長

公表日

令和7年9月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定公共賃貸住宅の管理に関する事務
②事務の概要	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく、特定公共賃貸住宅の管理。 行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 (1) 入居申込に関すること (2) 不正入居の場合の賃貸借契約の解除に関すること
③システムの名称	総合行政情報システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 入居関係ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	(1) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) ・別表第一(第9条関係)61項の2 (2) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年) ・第46条の3
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二の85の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	建設部住宅政策課
②所属長の役職名	住宅政策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	建設部住宅政策課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	廿日市市建設部住宅政策課 738-8501 広島県廿日市市下平良1-11-1 (代表)0829-20-0001 (直通)0829-30-9177
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は、ICカードとパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成し、アクセス権限の適切な切替管理を行っている。また、担当業務に必要な範囲しか閲覧できないように設定している。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	I 関連情報 5 評価実施期間における担当部署②所属長の役名	住宅政策課長 川野 仁経	住宅政策課長	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年7月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策		新規項目	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1,000人未満(任意実施)	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二の85の2	番号法第19条第8号及び別表第二の85の2	事前	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和5年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	
令和7年4月1日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業		新様式による新規項目	事後	
令和7年4月1日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策		新様式による新規項目	事後	